

令和 7 年度 第 2 回

栃木市国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和 7 年 9 月 1 8 日（木）

午後 1 時～午後 2 時

場所：栃木市役所

4 階 4 0 1 会議室

（事務局）

ただいまから第２回栃木市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

会議に入る前に、資料の確認をいたします。

本日は、郵送でお送りした資料、それと机の上にご用意いたしました「子ども・子育て支援制度の導入について」ということで、前回の会議でお話をさせていただいた内容となっております。こちらについて、最後に簡単に説明をいたします。

それでは、資料１ページの次第に従いまして、本日の会議を進めさせていただきます。

初めに小久保会長よりご挨拶をお願いいたします。

（小久保会長）

会長挨拶

（事務局）

ありがとうございました。

それでは、会議を進めさせていただきます。

会議の進行につきましては、栃木市国民健康保険規則第９条に「協議会の会議は、会長が議長となる」と規定されておりますので、小久保会長にお願いしたいと思います。会長よろしくをお願いいたします。

（小久保会長）

よろしくお願いいたします。それでは会議を進行させていただきます。

はじめに事務局より定足数の報告を求めます。

（事務局）

はい、ご報告いたします。

本協議会の定数は、１８名であります。本日は１４名の方が出席されており、栃木市国民健康保険規則第１１条に規定する会議の定足数である「委員定数の半数以上の出席」の要件を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

(小久保会長)

次に、会議録署名者の指名であります。慣例によりまして、２人の委員を指名させていただきます。

１３番の内海委員、１６番の臼井委員にお願いいたします。

それでは、次第４の議事に移ります。

始めに、(１) 令和６年度国民健康保険特別会計決算について、を議題といたします。
事務局から説明を求めます

(事務局)

それでは、令和６年度 栃木市国民健康保険 特別会計決算について、ご説明申し上げます。

資料１をご覧ください。

令和６年度 栃木市 国民健康保険 特別会計 決算総括表であります。

まず、歳入の決算状況ですが、合計欄、当初予算額に補正予算を増減しまして、予算現額 172 億 1,201 万 7 千円に対しまして、調定額 168 億 9,794 万 1,301 円、収入済み額 159 億 9,235 万 9,888 円です。

次のページ、歳出の決算状況であります。合計欄、予算現額 172 億 1,201 万 7 千円に対しまして、支出済み額 158 億 417 万 3,818 円です。

歳入歳出 差引残額は、1 億 8,818 万 6,070 円です。

続きまして、4ページをご覧ください。令和6年度 栃木市 国民健康保険 特別会計 決算事項 明細書によりまして、歳入、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入につきまして、1款 国民健康保険税ですが、調定額 37 億 5,666 万 2,471 円に対しまして、収入済額 28 億 5,719 万 3,343 円です。

一般被保険者の収納率は、75.82%であり、対前年度比で 3.5 ポイントの増となっています。

また、退職 被保険者等の収納率は、4.3%であり、対 前年度比 14.36 ポイントの減となっております。

退職 被保険者については、令和元年度で経過 措置期間が終了したため、滞納繰越分のみとなっています。

次に5ページをご覧ください、4款 国庫支出金です。

災害臨時特例補助金として、東日本大震災による保険税減免措置に対する補助金と、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、マイナンバーカードと保険証の一体化事業に伴う令和6年度限りの国庫補助金です。

次に、5款 県支出金の普通交付金ですが、本市の医療費（療養給付費等）の支払いに必要な額を栃木県が全額、交付するものです。

次の、特別交付金の備考欄をご覧ください。

保険者努力支援分（国庫分）については、医療費適正化や保険税の収納率向上など財政運営の経営努力の取り組みに応じて、県経由で国から交付されるものです。

また、保険者努力支援分（県費分）についても、同様に財政運営の経営努力の取り組みに応じて、県から交付されるものです。

6ページをご覧ください。

7款 繰入金につきましては、収入済額 12 億 1,138 万 8,960 円です。低所得者への保

陰税軽減分や人件費・事務費など一般会計から繰入るものです。

次に、８款 繰越金ですが、収入済額 ２億 ４, 671 万 3, 091 円です。前年度決算の剰余金となります。

次に、歳出についてご説明いたします。

１０ページをご覧ください。

２款 保険給付費ですが、支出済額 113 億 2, 743 万 3, 015 円です。療養給付費、高額療養費、出産育児一時金などが主なものです。

１１ページをご覧ください。

３款 国民健康保険事業費 納付金ですが、支出済額 40 億 4, 439 万 9, 195 円です。国保財政運営の責任主体である県に対し、国保事業費納付金として、国民健康保険事業に要する経費について、納付するものですが、令和元年度 53 億円をピークに減少傾向にあります。

１２ページをご覧ください。

５款 保健事業費ですが、支出済額 １億 138 万 3, 189 円です。前年度比 2. 19 ポイント減となっております。主なものは、特定健康診査 事業費、人間ドック検診事業費、データヘルス 事業費等に係る経費であります。

次に、６款 積立金ではありますが、支出済額 25 万 7, 095 円です。保険財政調整基金利子から国民健康保険財政調整基金へ積立てたものです。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

（小久保会長）

ありがとうございました。

何かご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

(B委員)

決算書の数字を見て少し感じたことを質問させていただきたいのですが、2ページと歳入の資料1のところで、予算額に対して多い調定が上がっております。

その中で、不納欠損額と収入未済額を合わせると約9億円の欠損・未済額になっております。

調定額の率でいうと24%くらいになりますが、この要因をお聞かせいただきたい。

それと、国庫支出金についても、820万4,000円の補正をしたにも関わらず、収入済額が490万ということで、補正をした金額と実績入ってきた金額の差がどうして発生したのか、その辺のところをご質問させていただきたいと思います。

(小久保会長)

二つの質問について、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ご質問の不納欠損と収入未済額のお話ですが、課税がありまして、当然収納をするべき税金というのがありますが、その中で収納に至らなかったものというのが収入未済額であります。

さらに、時効や、財産がないといった形で、欠損になる部分は不納欠損ということになります。

構造的なものという部分ですと、いざ税金が課税になった時には、既に退職・失業されている方に対して、前年の所得で大きく税額が課税されているような状況になります。

そうしますと、いざ納める段階になって、納付能力がないというような状況が見受けられております。

私どもも、財産調査や納税交渉等、対応はしておりますが、実際に納付に至らないケースというものが当然出てきてしまいまして、そちらがこのような数字になっている状況です。財産調査をして、差し押さえもやっではいるものの、最低限の生活の部分を守りつつやらざるをえない制約もございます。そのような事情もあって、100%を目指してはいますが、現状では届いておらず、こういった状況にあるということでご理解いただければと思います。

2点目のご質問の、補正をとった場合も関わらず、国庫補助金に残金が出ているという点についてご説明をいたします。

こちらは、社会保険税番号システム整備費補助金というものを補正で要望させていただきました。

こちらの内容は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修費や、それに伴う事務費です。その中に、加入者情報と送付事業といいまして、マイナンバーの末尾4桁のお知らせを特定記録郵便で発送した郵便料がございます。そちらの方が、当初想定していた件数・金額よりも安く済んだというところで、補正で要求した金額まで届かなかったことが一つの要因となっております。

それと、そのマイナンバーカードと保険証の一体化について広く皆様に周知するという周知広報事業がございます。こちらも予算もいただいていたところですが、当初想定していた金額を大きく下回ったというところから、この補正の残が出たというところになります。

説明については以上です。

（小久保会長）

よろしいでしょうか。

（B委員）

はい。

(小久保会長)

他にご質問ございませんでしょうか。

(A 委員)

6 ページの歳入について、保険基盤安定繰入金の備考欄に記載が二つありますよね。

この保険税軽減分と保険者支援分の内容について教えていただけますか。

(事務局)

保険基盤安定繰入金の保険税軽減分につきましては、未就学児均等割保険税の繰入金や産前産後保険税繰入金など、被保険者の方の税を軽減した分について、一般会計から繰り入れたものです。

保険者支援分につきましては、保険税軽減対象者の方に 7 割・5 割・2 割と軽減をしまして、その軽減分について一般会計から特別会計に繰り入れたものです。

なお、保険税軽減分は、県が 4 分の 3、市が 4 分の 1 を負担しております。

保険者支援分については、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 を負担しております。

以上です。

(A 委員)

最初の保険税の収入の部分と絡んでくると思うのですが、保険者数は多分減っていると思います。この、いわゆる、払いたくても払えないで減免を受けている方の数というのは、どのくらいですか。割合は減っているのでしょうか。

(事務局)

まず、保険支援分の 7 割・5 割・2 割軽減の方の世帯数を申し上げます。7 割軽減の方が 6,280 世帯、5 割軽減の世帯が 3,402 世帯、2 割軽減が 2,456 世帯、合計で

1万2,138世帯となっております。

（A委員）

課税対象世帯は何世帯で、そのうち減免対象世帯がどれくらいの割合か分かりますか。

（事務局）

国民健康保険の全世帯数は2万94世帯、軽減対象者世帯の割合が57.7%となっております。

（A委員）

収入未済額の方、払えていない世帯数は分かりますか。

（事務局）

滞納世帯数は2,752世帯です。

（A委員）

わかりました。

（小久保会長）

他にご質問ございませんでしょうか。ご質問等がなければ、次に移りたいと思います。

続きまして、（2）国民健康保険税率等の見直しについて、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、資料2をご覧ください、「国民健康保険税率等の見直しについて」ご説明いたします。

初めに「国民健康保険制度を取り巻く現状」であります。平成30年度から財政運営の主体が県になり、保険給付費等に要する費用を賄うために市町村から徴収する「国保事業費納付金」及び市町村ごとの「標準保険料率」の仕組みが導入されました。市はその標準保険料率を参考に、保険税率を決定しております。

また、県で進めております「保険税水準の統一」につきましては、国から「保険料水準統一加速化プラン」が提示され、完全統一を見据えた取組の加速化のため、令和6年度から11年度までに納付金ベースを目指すよう促しております。

これを受けて、県では、令和6年度からの栃木県国民健康保険運営方針（第3期）に基づき、保険税水準の統一に向けた取組を進めていくとしています。

主な取り組みといたしましては、「納付金ベースの統一」として令和6年度から令和10年度にかけ、平準化に向けて納付金ベースを段階的に近づけるものです。

その他、保険税の算定方式を3方式に統一することや、保険税の賦課限度額を地方税法施行令の賦課限度額に統一することが予定されております。

15ページをご覧ください。

2の本市の国民健康保険の現状です。

はじめに、[図表1]ですが、国保加入の世帯数と被保険者数の推移を折れ線グラフと棒グラフで表しております。

これを見ますと、毎年、国保加入世帯数と被保険者数は減少しており、7年前の令和元年度と比べて、世帯数は約2,800世帯、被保険者数については、約7,200人減少していることがわかります。

次に[図表2]については、65～75歳未満の前期高齢者の推移を表しております。

被保険者全体に占める、65から75歳未満の前期高齢者割合は、48.12%とほぼ半数

となっております、令和3年度をピークに少しずつ減少しておりますが、依然として高い水準にあるといえます。

このように、国保制度については、高齢者や非正規労働者など所得の低い方が多く加入しているといった構造的な問題のほか、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行、パート・アルバイトを含めた労働者の社会保険加入条件の拡大により、被保険者の減少傾向が続いていくことなどが見込まれております。

次に、16ページ（2）医療費の状況です。

〔図表3〕については、医療費の推移を表しております。

令和元年度から2年度にかけては、新型コロナによる影響で医療費は大きく減少しておりますが、令和3年度には上昇に転じております。

その下の、〔図表4〕は1人当たりの医療費の推移を表しております。

一人当たりの医療費は、令和2年度から上昇しております。

これは、前期高齢者の増加や医療の高度化が影響していると思われ、今後もこの傾向は続いていくのではないかと考えております。

17ページをご覧ください、事業費納付金と財政調整基金の推移です。

（1）国保事業費納付金につきましては、令和7年度は42億8,759万9千円であり、前年度より、2億4,319万9千円増額しております。

一方で、（2）被保険者一人当たりの負担額につきましては、143,503円と前年度と比較いたしますと、約1万1,000円増額しております。

このことは、被保険者の減少並びに、1人当たりの医療費の推移が関係しているのではないかと推察しており、実質一人当たりの負担額は増加傾向にあることがわかります。

また、令和7年度納付金について県の説明では「納付金総額が前年度の額を上回らな

いよう、県の財政安定化基金 10 億円を活用した」ということです。その内、本市の国保事業費納付金額には約 8,150 万円の減額調整が行われております。

次のページをご覧ください。

（３）国保財政調整基金の推移ですが、現在の見込みは表のとおりであり、今後の保険税収入や事業費納付金の額の推移により、基金残高は大きく変わっていくものと考えております。

次に、４．保険税率等見直しの考え方であります。

将来に渡り持続可能な国民健康保険制度を維持していくためには、市町単位から県単位での支え合いに移行することで、リスクを県単位で分散していくこと、また、県内の被保険者間の受益と負担の公平性に留意していくことが重要であると考えております。

また、保険税率の見直しについては、保険税率見直しにあたっての留意点があります。

まず、納付金ベースは令和 10 年度までに統一すること

次に、資料はありませんが、本市の税率と、県が示す標準保険料率との差が広がっていること。市町で保有する財政調整基金については検討が必要とされており、明確な方針は示されていないこと。

最後に、こども・子育て支援金が令和 8 年度から保険税と合わせて賦課されることです。

なお、こども・子育て支援金の一人当たりの負担額であります。令和 8 年度から 1 人当たり月 250 円を賦課し、これを段階的に上げていくというものです。

続きまして、19 ページをご覧ください、5 の課税限度額の引き上げについてであります。

課税限度額については、現行の 106 万円を地方税法施行令に規定する 109 万円に改めるというものです。

表をご覧ください。

医療分課税額にかかる限度額が現行の 65 万円が 66 万円に、引き上げられ、後期高齢者支援分が現行の 24 万円から 26 万円に引き上げられました。

本市の課税限度額については、今年度から 106 万円となっており、高額所得者の負担能力に応じた課税を図り、中間所得者の負担軽減を図るため、見直しを行いたいと考えております。

続きまして、6 の国民健康保険税に係るこどもの均等割軽減について、ご説明いたします。

はじめに、国民健康保険税に係るこどもの均等割の軽減につきましては、地方税法及び地方税法施行令が一部改正され、令和 4 年 4 月から未就学児に係る国保の被保険者均等割の 5 割軽減措置が全国一律に実施されております。

今回は、全国一律の軽減措置にプラスして市町村独自の軽減措置を講じる必要性など、ご審議いただきたいと考えております。

(1) のこどもに係る均等割軽減の状況であります、

県内では、足利市が昨年度から 18 歳未満のこどもにかかる均等割額を全額減免としました。なお、その財源については、財政調整基金を活用すると聞いております。

また、全国の状況であります、例に上げております自治体は福島県の白河市他 3 市です。

一番下の神奈川県相模原市につきましては、減免を行ってございましたが、令和 7 年度から財源不足を理由として減免措置を終了しておりますので、恐れ入ります、表からの削除をお願いいたします。

次に、(2) 栃木市の状況であります、

7月末現在市内在住の18歳未満の人数は、19,306人で内、国保加入者については、2,055人であります。

20ページをご覧ください。

①から③の範囲で軽減措置を実施した場合の影響額につきまして、試算いたしました。

次に、(3)県の意向についてでありますが、

県としては、こどもの均等割りの減免については、市町間の不公平が生じる項目なので、「統一の対象とはしない」としております。

次に、(4)実施にあたっての検討課題でありますが、

まず、財源の問題として、軽減するにあたりその補填額をどこから捻出するか。

統一の問題としては、仮に基金を活用した場合、統一後、軽減のために基金を活用することはできないが、財源はどうするのか。

将来の問題として、仮に独自の軽減措置を講じた場合、国が軽減措置の拡充をしない場合、いつまで続けるのか。

県との乖離として、統一以降も続ける場合、市町間の不公平が生じてしまう。

軽減の範囲として、仮に独自の軽減措置を講じた場合、中学生以下や、18歳未満など、対象の範囲をどうするのか、そして、全額軽減なのか、5割軽減とするのかなど。

また、実施にあたっては条例などの例規の改正が伴うこと、システムの改修等が必要となり、その費用をどう捻出するかなど、これら多くの課題を検討していかなければなりません。

次に、(5)本市の取り組み（考え方）であります。

現在、こどもの均等割りの更なる拡大につきましては、国民健康保険の制度として、国の責任において行うべきものと考えており、市長会を通して国に要望しております。

す。

また、本市独自の軽減措置につきましては、子育て世代の負担軽減には有効と考えますが、国保財政への負担や、国保納税者間の負担の公平性等の課題、さらには、県が進めている保険税水準の統一も見据えなければならないことから、栃木市独自の軽減措置については、慎重に検討する必要があると考えております。

最後のページにあります、A 3の一覧表につきましては、前回の運営協議会の際、C委員からご提案をいただきました、県内市町の現行の保険税率と各市町に示されました標準保険料率の比較表であります。

一覧表の見方ですが、まず、自治体名がありまして、一番右の欄が、医療・後期・介護と三つの所得割のパーセンテージを合計した数値です。

3段になっておりまして、一番上が現行の合計の率になります。

2段目は、標準保険料率の合計のパーセンテージです。

3段目はそのパーセンテージの差となっております。

栃木市を例にとりますと、現行が10.7%、標準保険料率の合計が12.71%、その差が2.01%ということで、標準保険料率よりも2.01%低いということになっております。

県内25市町中、現行保険税率が標準保険料率を最も下回っているところは、上三川町でその差は2.7%です。次に鹿沼市、佐野市と続きまして、4番目に栃木市となっております。

逆に、現行保険税率が標準保険料率よりも高い税率となっている市町は、市貝町でその差は1.4%です。次いで、茂木町、壬生町、那珂川町、下野市、塩谷町の順となっております。県内では6市町です。

県内では、栃木市同様、標準保険料率を下回る自治体が19市町と、ほとんどです。

今後、各市町では、県下統一に向け、標準保険料率に近づけるべく対応することになります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

（小久保会長）

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何かご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

（A委員）

16ページの医療費の推移について質問です。

令和5年までの推移は何となくわかるのですが、6年度に医療費が下がったというのは、こういった要因でしょうか。

（事務局）

こちらについては、国保担当の方でも、要因がはっきりとわかっていないところがあります。

近隣の市にも確認したところ、栃木市だけではなく、やはり下がっている。

なぜ下がっているのかというところは、情報を収集し検証してまいりたいと思います

（A委員）

同じく、1人当たりの医療費ということで、これも6年度に下がっていて、総医療費の減少と関連しているのかなと思いますが、17ページでは、その逆の結論が出ている。これは、7年度は増加するという見込みですか。

（事務局）

こちらの要因につきましては、被保険者数は減少し、医療費全体額も下がっていますが、医療の高度化もあり、1人当たりの医療費は上がっていると見ております。

16ページにつきましては実際の決算額を使った数字になっております。

17ページの方の数字につきましては、県の標準税率の方で示された数字で計算しているところもありまして、6年度までの実績とは、数字が異なっているというふうにご理解いただければと思います。

（C委員）

これ、簡単に言うと、1人当たりの医療費は高額化しているでしょう。

そうすると、たまたまその年に高額な医療を使う人がたくさんいれば、平均値の変動幅が大きくなります。例えば、1,000人の中で500人が使ったのと、100人が使ったのでは、総医療費がまったく違ってくる。

財政規模の小さいところ、住民が数千人規模の市町村で、高額医療で3,000万クラスの金額がかかる人が2人出たらパンクしてしまいますよね。

そういうところで統計をとったら、去年はこういう人が2人いたので平均値は高かった、でも今年は1人もいなかったら平均値は下がる。だから、そういう意味で、栃木市くらいの規模だと、医療費が高額になる人数が数人違うと、このくらいの差は出ると思います。全体的には上がる傾向だということで間違いないです。

（小久保会長）

他にご質問等はございませんでしょうか。

本件につきましては、引き続き検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3. その他であります、事務局から何かございますか。

（事務局）

それでは「子ども子育て支援制度」の資料について少しご説明いたします。

以前から、制度の情報は発信しておりましたが、今回、紙面右側の4番に今後のスケジュールについての記載がございます。この部分は今回初めてお示しできた情報となり

ます。

国からの詳細なスケジュールは、まだ示されておりませんが、本市でのシミュレーションとしてはご覧の状況になります。

市といたしましては条例改正案の策定、令和8年度当初予算の策定、国保運営協議会委員の皆様への諮問、答申をいただき、令和8年度第1回定例会への上程を目指してまいります。また、県からは、今後、制度についての説明会を開催する予定であるという情報が入っております。

情報がわかり次第、提供させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

（小久保会長）

委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

（C委員）

単純にこれを保険料に上乗せするというだけでいいですか。

県から情報が来てそれを割り振りして、栃木市の保険料が決まりますよね。

それにこれを上乗せするということで良いですか。

（事務局）

こちらのグラフで表されている250円とか300円といった数字を含め、あくまでもまだ案の情報です。今後どのように賦課をするかなど、細かいところは国からの指示が来てからになります。保険料率などで示されてくる可能性もあります。

（C委員）

災害復興支援の特別交付税と同じように、所得で捉えるときに、パーセンテージを乗せる形になる可能性もあって、大体金額に直すとこのくらいになる可能性、という理

解でいいですね。

（事務局）

はい、その通りでございます。

（C委員）

未就学児や18歳までの税の軽減の話がありましたよね。

これ、保険料の方でも軽減するけど、今の未就学児は医療費の無料化などを自治体ですでにやっています。そうすると、二重に保護している状態になります。

それだけ子育てが大変だということなのでしょうが、納めるものを少なくするのか、給付をするのか。そのどちらでもいいとは思いますが、払わない上で、給付もされるとなると、モラルハザードを起こしかねない。

現状、時間外受診すれば、その分医療費は高くなる。でも、自己負担が無料だからと、保護者の仕事が終わってから時間外に連れてこられる方もいらっしゃいます。

この上また減らすとなると、子どもが病気になっても全て無料だから、という発想になりかねない。

もちろん、そうではない人もいるし、本当に困っている人もいらっしゃると思います。以前は、一定の認定を受けた方は、現物給付ではなく、償還という形でやっていましたよね。そこから比較すると、現物給付というのはモラルハザードを招くのではないかなとずっと思っているのですがいかがでしょうか。

（A委員）

政治的には、現物給付を子どもにはしてくれ、とずっと言ってきたのですが、医療的に見るならば、モラルハザードもあるのではないかと。

（C委員）

いろいろな視点や観点がありますので、一概には言えませんが、本当に困っている人もいるし、そうでない人もいます。そうでない人が多いとは言いませんが、無料ならいつ掛かってもいいよという発想になられても困りますし、減免と給付で二重にやるというのはどうなのでしょう。そこへ、今度は支援金でお金を出すわけです。そういうのも併せて、どうなのかと思ったりしています。

（小久保会長）

委員の皆様、何か他にございますか。

（D 委員）

今の子育て支援金に関連するかどうかかわからないですけども、20ページに国民健康保険税に係るこどもの均等割軽減について、慎重に検討する必要があると考えておりますとありますが、統一後、基金は使えないですね。

ということは、統一までの1～2年間くらいしかその軽減はできないという話だったと思います。そうすると、検討する必要が、ではなく、子育て支援金も出ますし、ここはもう打ち切ってしまうていいのではないかと個人的に思います。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。

そういった委員の皆様からのご意見をお聞かせいただいて、この軽減については方針をまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（小久保会長）

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

ご意見がないようですので、ここで議長の職を解かさせていただきます。

ありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、本日の会議を閉会いたします。

今日いただいたご意見等を踏まえながら、答申等作成を進めさせていただきたいと思います。

次回日程につきましてですが、国保連主催の「令和7年度国民健康保険運営協議会委員研修会並びに国保連合会理事長へ感謝状贈呈式等」がW e B会議になりますが、こちらが10月15日木曜日午後1時30分から302会議室で行います。

さらに11月に第3回を検討しております。こちらも日程等決まり次第で、委員の皆様にはご通知させていただきたいと思っておりますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議終了とさせていただきたいと思います。

令和7年9月18日